

酒々井町農業委員会 5 月総会会議録

令和元年 5 月 10 日（金）

分庁舎 2 階第 2 多目的室

午後 3 時 30 分から午後 5 時 05 分まで

局長 それでは、定刻になりましたので会長お願いします。

（会長あいさつ）

局長 それでは総会に移りたいと思いますので、会長お願いいたします。

会長 それでは、ただいまから令和元年 5 月の農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の総会は、議案 3 件、専決処理報告 1 件、その他 1 件ですので、よろしくをお願いします。

局長 それでは議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8 名中、8 名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、8 番相京文夫委員、1 番宮田早苗委員を指名します。また、書記に事務局の木村副主査を任命します。

議長 それでは、第 1 号議案 農用地利用集積計画についてを議題とし、整理番号 1 について、事務局より説明願います。

局長 第 1 号議案 農用地利用集積計画についての整理番号 1 について、説明させていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。
整理番号 1 についてですが、貸付者は、下岩橋在住者、借受者は、成田市在住者です。設定場所は、下岩橋の農地 4 筆で、地目は田、面積は合計で 3,022 m²、利用計画は田です。賃借料は、一等米 180 kg で、10a 当たり米一俵です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成 26 年 6 月 1 日から 5 年間設定されておりましたが、終期が来ることから再設定しようとするもので、設定期間は 5 年ということです。位置につきましては、2 ページの位置図をご覧ください。
以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は、秋葉推進委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

秋葉推進委員 特別ありません。

議 長 特にありませんでしたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。第1号議案農用地利用集積計画の整理番号1については、原案のとおり答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号2について議題としますが、借受者が〇〇農業委員になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することが出来ません。〇〇農業委員におかれましては、質疑が終わりましたら退室願います。
それでは、事務局より説明願います。

局 長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号2について、説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。
貸付者は、尾上在住者、借受者は、〇〇農業委員です。設定場所は、尾上の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で2,617㎡、利用計画は畑です。利用権の種類は、使用貸借で、設定期間は、10年の新規ということです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。
以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、〇〇農業委員から補足説明がありましたらお願いします。

飯田農業委員 農地法で申請すれば、所有権移転も可能な土地でしたが、相対で話し合い、

利用権設定10年の新規としました。

議 長 それでは、これより質疑を行います。
委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。〇〇農業委員におかれましては退席願います。

(〇〇農業委員退室)

議 長 それでは、第1号議案農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案のとおり答申することに決定します。

議 長 〇〇農業委員には入室してもらって下さい。

(〇〇農業委員入室)

議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号3について、事務局より説明願います。

局 長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号3について、説明させていただきます。資料の5ページをご覧ください。
貸付者は、柏木在住者、借受者は、公益社団法人千葉県園芸協会理事長になります。設定場所は、柏木の農地3筆で、地目は田、面積は合計で3,143㎡、利用権の種類は農地中間管理権です。備考ですが、本案件は、農地中間管理事業を利用した農地の貸し借りで、農業経営基盤強化促進法を利用して、農地を千葉県園芸協会に一旦預け、借り手を探してもらう手続きで、次の第2号議案で農用地利用配分計画(案)が示されており、意見をいただくことになっております。位置につきましては、6ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は秋葉推進委員でよろ

しいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

秋葉推進委員 こちらは、新規であり、借受者も柏木在住者で稲作を専門としており、特に問題はないと思います。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。

議 長 第1号議案農用地利用集積計画の整理番号3について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 次に、第2号議案農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、事務局より説明願います。

局 長 第2号議案農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、町長より農業委員会に対して、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の適否についての意見を求められたものです。町が農業委員会の意見を聴取した上で公告を行った後、農地中間管理機構は、同機構作成の農用地利用配分計画案に搭載された借受希望者に千葉県の手続きを経て貸し付けます。貸付者は、第1号議案整理番号3で農地中間管理権を得た、公益社団法人千葉県園芸協会、借受者は、柏木在住者です。設定場所は、第1号議案整理番号3で説明させていただきました柏木の農地3筆で、地目は田、面積は合計で、3,143㎡、利用計画は田です。賃借料は、米約5俵で10a当たり約1.5俵、設定期間は、10年の新規です。なお、この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、8ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は秋葉推進委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

秋葉推進委員 特にありません。

議 長 地区担当推進委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、意見聴取に移りたいと思います。事務局の説明及び質疑応答を踏まえ、町に付すべき意見がありましたらお願いします。

(意見聴取)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。
それでは、第2号議案農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用配分計画(案)につきましては、農業委員会として、意見なしとして回答することに決定します。

議 長 次に、第3号議案 農地法第5条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

局 長 第3号議案 農地法5条許可申請について、説明させていただきます。
なお、事業計画書及び土地利用系計画図につきましては、申請時の物が12、13ページにありますが、より詳細且つ、縮尺等を修正の上、別紙により、追加資料とさせていただきます。
それでは、資料の9ページをご覧ください。
譲受人は、松戸市に住所を有する法人、譲渡人は、成田市在住者です。申請地は、篠山新田の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で1,757㎡ですが、事業区域としましては、山林4筆で2,999㎡となっており、合計で4,756㎡となっております。後で、図面等で説明をさせていただきます。申請理

由は太陽光発電施設用地で、権利の種類は所有権移転です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。10ページの位置図と11ページの公図を参考にいただければと思いますが、先ほど説明させていただきました、農地以外の山林ですが11ページの公図を見ていただきたいと思います。農地部分は、32-3, 32-6で、山林部分が、33-4, 33-1, 33-3, 32-1の一部がありまして、合計で、4,756㎡となっておりますのでよろしくお願いします。資力及び信用につきましては、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はないと思われまます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後着工、着工後6ヶ月後に完了の予定です。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、外周フェンスの設置、また、汚水雑排水等は発生せず、日照、通風への影響もなく、特に営農への支障はないと思われまます。なお、他法令関係、道路等については、11ページの公図をご覧くださいと思いますが、車両が申請地を出入りする際、町道を通することとなりますが、道路境界は確定しており、町道に特段手を加える訳ではないため、施工承認等の手続きは不要とのことで、まちづくり課に確認済みです。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は宮田委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

宮田農業委員 現場を確認に行った際に、譲渡人と会い、話をしたのですが、先に山林の方で計画があって一緒にどうかとの話があったとのことで、本人も高齢で畑をやりきれないので話に乗ったと言っていました。特に問題は無いと思います。

議 長 地区担当農業委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

宮田農業委員 車の搬入は大丈夫なのかと思いますので、後で申請者に確認したいと思います。

議 長 何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 それでは、これから現地確認を行います。なお、現地確認後10分間の休憩をとりたいと思いますのでよろしくお願いします。

(現地確認)

議 長 それでは休憩をとくまして、会議を再開いたします。
先ほど現地を確認しました農地法第5条許可申請について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申 請 者 申請者になります。

議 長 それでは、今、提出されました農地法第5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。

申 請 者 当初、山林での太陽光発電施設を予定しておりましたが、林地開発上の問題で面積が3,000㎡位しか使えないとのことで、増設用地を探していたところ、今回の農地所有者と交渉が成立しまして、今回の申請となりました。太陽光の施設としましては、パネルを2,592枚設置しまして、868kwの太陽光の発電を予定しております。申請農地の部分につきましては、パネル925枚、309kwを予定しております。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

綿貫農業委員 今回、〇〇所有の土地が含まれているが、こちらは借地ですか購入ですか。

申 請 者 購入でございます。ただいま分筆の手続き中で、その後、売買となります。

宮田農業委員 工事に当たり、車両の進入をどのように考えていますか。

申 請 者 道路幅は狭いところで2.3m位ですので、4tトラックで考えております。

宮田農業委員 高さは大丈夫ですか。枝とかがあると思いますが。

申 請 者 我々で4t車で進入した時には、大丈夫でしたので問題ないと思います。

議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦勞様でした。

(申請代理人退室)

議 長 それでは、第3号議案 農地法第5条許可申請について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、専決処理報告に移ります。農地法第4条の届出についての報告をお願いいたします。

局 長 農地法第4条の届出について説明をさせていただきます。
資料の16ページをご覧ください。
届出人は、八街市在住者及び富里市在住者の共有名義です。届出地は、上本佐倉の農地で、登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は707㎡届出理由は駐車場用地です。備考ですが、平成31年4月2日付け、酒農委第4号の1で受理証明を出させていただいております。
以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしく申し上げます。

議 長 次に、その他、「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について事務局より説明願います。

局 長 それでは、事前に配布させていただきましたが、こちらは、毎年年度当初

に計画の点検・評価を、また、翌年度の計画を示すもので、例年並みに作成しております。本日いらっしゃらない推進委員さんにも事前に配布して、特に意見等はありませんでした。

(計画の点検・評価、翌年度の計画の概要について説明)

以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何かご意見等ありましたら、よろしくお願ひします。なお、先ほどあったとおり、推進委員さんへも事前に確認し意見等はありませんでした。

議 長 特に無いようでしたら、この件については、農業会議への報告、及び町ホームページへの掲載をすることになります。

議 長 その他、事務局より何かありますか。

局 長 特にありません。

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願ひします。

局 長 6日の木曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、6日の木曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、6日の木曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。